

牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、
加工乳及びクリームに用いられる容器包装の規格の一部改正について

添加剤の規制について

PL制度導入前

食品

原則として
添加剤の使用制限なし

【牛乳等*】

添加剤の使用禁止規定：あり

【乳飲料】

添加剤の使用禁止規定：なし

PL制度導入後
(令和2年6月1日)

食品

PL制度による添加剤規制

【牛乳等】

添加剤の使用禁止規定：あり

【乳飲料】

添加剤の使用禁止規定：なし

本改正案

食品

PL制度による添加剤規制

【牛乳等】

添加剤の使用禁止規定：なし

【乳飲料】

添加剤の使用禁止規定：なし

* 牛乳等の品目：牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳及びクリーム